福岡市 くらしのEYE（あい） 夏
2011.6 No.230
消費生活情報誌

知って納得、くらしの知識
東日本大震災による「くらしの不安」

くらしの生活科学情報
自転車の事故を防ごう！

相談コーナーから
気をつけよう！通販トラブル

消費者力クイズ

損害保険の説明として正しいものを選びなさい。

1　地震保険は単独では契約できず、生命保険とセットで契約する。
2　火災保険では噴火や津波による被害も補償される。
3　アイロンを畳の上に置いたままにしてできた焼け焦げは火災保険の補償対象になる。
4　事故後、2年間保険金の請求をしないでいると時効になる。

◀◀◀ 答えは裏表紙

知って納得、くらしの知識

東日本大震災による「くらしの不安」

◆東日本大震災の影響

東日本大震災による福島原子力発電所の事故の影響で、放射性物質に関する不安、特に食品や水道水の安全性に対する不安が高まっています。

また、福岡市内でも乾電池やペットボトル入りの水など、一部の生活関連物資が品薄となるなど、日常生活に様々な影響が生じています。

こうした状況のなか、消費者として冷静に行動するためには、風評に惑わされることなく、正しい情報・知識を得ることにより「くらしの不安」を取り除くことが大切です。

◆食品の安全性

福島原子力発電所の周辺地域で、一部の食品から放射性物質が検出されましたが、これらの放射性物質の暫定規制値を超えた食品は売り場に並ばないようにされています。

また、国は「暫定規制値を上回る食品を一時的に食べた場合であっても、健康に影響を及ぼすとは考えられない」と発表しています。

野菜の場合は、「洗う・ゆでる・皮や外葉をむく」などによって、表面に付着した放射性物質を、ある程度取り除くことができます。

◆水道水の安全性

大気中の放射性物質は、雨やちりなどとともに地表へ落ち、河川等へ流入しますが、大気中で風に乗って広がりますので、遠くなればなるほど濃度は低くなります。

文部科学省は各県に委託して、大気、雨などの降下物、水道水に含まれる放射性物質などを測定しており、福岡県内では現在のところ大気中の値は地震発生前と変化はなく、水道水からも検出されていません。

また、5月20日現在、基準値を超える放射性物質を含み、乳児等の摂取制限を行っている地域は全国においてありません。

◆乾電池など生活関連物資の不足

ある程度落ち着きを取り戻しつつあるようですが、福岡市内のスーパー・コンビニなどの店舗で、乾電池やペットボトル入りの水など一部の生活関連物資が品薄となりました。

これは、工場の被災や停電等による生産力低下、燃料不足による物流の停止などによる物資の供給不足が主な原因ですが、品薄となった店舗を見て不安になった人の買い急ぎなども、事態に拍車をかけたものと考えられます。こうした時は、不安に駆られず冷静に、必要なものだけを購入するようにしましょう。

◆東日本大震災に便乗した詐欺などに注意しましょう◆

●怪しい勧誘

被災者支援を口実にした、「自作の短歌などの新聞掲載への電話勧誘」や「貴金属をだまし取られた」など、怪しい勧誘を受けたりする事例が出ています。

事業者の説明をうのみにせず、しつこい勧誘はきっぱり断りましょう。

●迷惑メール

「メールのタイトルが震災にかかわる内容を思わせるものであったのでログインすると、意図しない有料サイトへ誘導された」などの事例が出ています。

心当たりのないメールの開封などは慎重にしましょう。

●怪しい投資話

福祉団体などを名乗り、「被災者用住宅として温泉付き有料老人ホームの利用権の購入」を勧め、「購入してくれれば高値で買取る」という電話勧誘の事例が出ています。

うまい儲け話はありません。少しでも不審に思ったら絶対に契約してはいけません。

◆ 節 電 を 心 が け ま し ょ う ◆

震災の影響で、九州圏でも夏場の電力供給量が不足することが考えられます。家庭でも「エアコンの設定温度を28度」にしたり、「冷蔵庫の設定温度を『強』から『中』へ切り替える」などの節電を心がけましょう。

くらしの生活科学情報

自転車の事故を防ごう！

自転車事故※1の7割は、不良品など製品に起因するものですが、残りの大半は自転車の取扱いや整備不良など使用者に起因する事故です。使用者が注意すべきことについて学び事故を防ぎましょう。

※1　製品による事故の公的な調査機関である製品評価技術基盤機構で収集した事故

◆使用者に起因する自転車事故

使用者に起因する事故の中から、件数の多いものや重傷につながるものを紹介します。

【車輪の巻き込みによる急停止】

走行中に何らかの異物が前輪や前ホーク（図1－②）に巻きこまれて突然急停止し、体が前方に投げ出されるなどして負傷するという事故は、使用者に原因のある自転車事故の第1位です。傘や買物袋など長く垂れ下がったものをハンドルにかけると車輪に巻き込まれるおそれがあるので絶対にやめましょう。他にも自転車には事故防止のために様々な乗り方のルールがありますので、取扱説明書などで確認しましょう。

【重量オーバーによる幼児座席の脱落】

荷台（図1－⑩）には載せることができる重さ（積載荷重）の上限があり、荷台自体や取扱説明書に表示されています。この上限値を超えて、幼児座席を取り付けて幼児を乗せていたことにより、荷台を本体に固定する部品が破断して、座席ごと幼児が頭から転落しそうになったという危険情報がセンターに寄せられています。荷台の積載荷重の上限は自転車によって違いますので、幼児座席を取り付ける際は、幼児と座席を合わせた重さに十分耐えることができる自転車であることを必ず確認してください。

【チェーンの伸びなどによるチェーン外れ】

走行中に突然チェーンが外れてバランスを崩し、転倒、負傷するという事故が起きています。チェーンは、使用とともに伸びたり、衝突・転倒で車体が歪み、たるみが生じたりして、外れやすくなります。変速機のついた自転車では、チェーンやギアが錆びて動きが悪くなると、ギアチェンジによりチェーンが外れることもあります。チェーンは使用前に必ず点検しましょう。

◆自転車を安全に使用するためには？

自転車は使用に伴って部品が緩んだり調整がずれてしまう製品であるため、使用前に点検することが必要です。異常を発見したときや衝突・転倒などによる衝撃を受けたときは必ず購入店などで点検を受けてください。なお、新品の自転車では使用開始して間もないときに、ネジの緩みなどで不具合が生じるおそれがありますので、使用後1～2ヵ月のうちに、購入店で初期点検を受けましょう。

「TSマーク」取扱い店では、自転車安全整備技能検定に合格した自転車安全整備士による点検・整備を受けることができるので安心です。また、万が一の事故に備えて傷害保険と損害賠償保険のついた、点検整備済証となる「TSマーク」を貼付してもらうことができます。「TSマーク」の有効期間は1年間ですので、年1回の定期点検として利用するとよいでしょう。整備をしている自転車は、安全・快適に長く使用することができます。

※注　点検･整備とマーク貼付料金は店によって異なります。

TSマーク

◆使用前の点検ポイント

使用前の点検を始めましょう。

使用前の重要点検ポイント

- ○フレーム、前ホーク、クランク、ペダルなどの部品に変形やガタツキはないか。
- ○前後のブレーキはよくきくか。
- ○車輪の固定は十分か。
- ○ハンドル、サドル、グリップの固定は十分か。
- ○チェーンにたるみや錆はないか。
- ○ハンドルやサドルのポストは限界標識が隠れるまで差し込まれているか。
- ○タイヤの空気圧は十分か。

図1：各部の名前

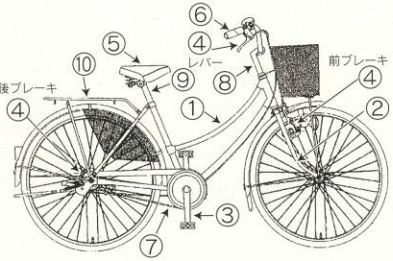

①フレーム　②前ホーク　③クランク
④ブレーキ　⑤サドル　⑥グリップ
⑦チェーン　⑧ハンドルポスト
⑨サドルポスト　⑩荷台

折りたたみ自転車の事故にご注意！

固定不足など組立て不良によるハンドル・車輪の脱落や段差の昇り降りによるフレームの折損などにより事故が起きています。折りたたみ自転車は、一般の自転車とは取扱い方法や性能が違います。よく理解した上で、購入・使用しましょう。

相談コーナーから

気をつけよう！通販トラブル

通信販売は、自宅に居ながら買い物が楽しめる便利なものです。カタログやテレビ、インターネットなど、身近で手軽な方法がいろいろありますが、「返品できなかった」「商品が届かない」などさまざまなトラブルが絶えないようです。

◆事例1　カタログ通販で購入した商品をクーリング・オフしたい！

通信販売で服を購入した。デザインも色合いもカタログの写真と微妙に違い、自分が思っていたイメージのものではなかったので、返品を申し出たが、「カタログに書いておりますように返品は受け付けておりません」と応じてもらえなかった。通信販売には、クーリング・オフの制度はないのか。

通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。そもそもクーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話勧誘販売など、事業者の不意打ち的な勧誘で消費者自身の意思がはっきりしないまま契約した場合に、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。これに対して、通信販売は、消費者自身に考える時間があり、自らの意思で購入するので、クーリング・オフの対象にはならないのです。

返品や交換は、販売業者が定めた条件（返品特約）の範囲で可能となります。なお、広告に返品の可否・条件などの表示がない場合は、商品の引き渡しから8日間は、消費者の送料負担で返品が可能となっています。

事例のように現物が届いてから「イメージと違う」「やっぱり必要ない」などの理由で、返品したいという相談は多く寄せられます。写真や映像のイメージだけでなく、商品のサイズや機能・特性などをよく確認したうえで購入しましょう。

◆事例2　代金を支払ったのに商品が届かない！

インターネットで腕時計を注文して代金を支払った。ところがいくら待っても商品が届かない。連絡先となっていた携帯電話もつながらない。

インターネットでは、顔の見えない相手と取引を行います。このため、ネットショップの中には、詐欺目的の悪質な業者も潜んでいます。また、

代金支払い後、商品が送られて来ないまま、ネットショップが倒産していた事例もあります。

こうしたトラブルを避けるためには、なるべく前払いを避け、代金引換払いや後払いにしておくとよいでしょう。

◆事例3　商品が2つ届いた！

インターネット通販でDVDを1枚注文したら、同じものが2つ届いた。販売会社に問い合わせると、2回注文しているといわれた。

この事例は、相談者が申込みボタンを2度押したことで起こりました。パソコン初心者でマウスやキーボードの操作に慣れていない場合に起こりやすいトラブルです。事例では、相談者自身が販売会社に交渉しDVD1枚を返品することができましたが、このように必ず返品できるとは限りません。入力するたびに数量等の内容を確認するなど、慎重に操作し、注文完了前に確認画面が表示されるので、注文内容に間違いないか確認しましょう。

●ネットショッピングを利用する時は、以下の点を注意しましょう！

①ネットショップの所在地（住所）や担当者名、特に電話番号が書かれているかどうかを必ず確認し、不備があるサイトとは取引しない。また、ネットショップのURLやアドレスを保存しておく。
②支払い方法が前払いだけでなく、カード支払い、代金引換など複数用意されているネットショップを選ぶようにする。
③返品に関する記載内容を必ず確認する。
④出店しているショッピングサイト上やネット上における評判を見ておく。（ただし、全てが信用できる情報とは限らない。）
⑤注文した内容、業者からのメールや確認画面は、必ず保存しておく。
⑥商品が届いたら、すぐに中身をチェックする。もし、違うものや壊れた商品が届いていた場合は、すぐにネットショップに連絡する。
⑦クレジット番号や暗証番号を入力する画面では通信が暗号化されているなど個人情報の取り扱いが適切なネットショップを選ぶこと。

◆　相談コーナーの受付は、　【電話番号】092－781－0999
月～金曜日（祝日を除く）9時～17時
第2・4土曜日　10時～16時（電話相談のみ）
インターネット消費生活相談も行っています。　福岡市消費生活　検索

お知らせ

くらしの実験講座

消費生活に関する正しい知識を講義と実験でわかりやすく学べる講座です。

■内　容　①市販のジュースやコーヒーの砂糖の量を調べよう！
　　②エコ家電はどのくらい節電できるの？
■日　時　申し込みにより随時実施（平日：9時～17時　所要時間1時間程度）
■会　場　あいれふ7階　みんなの商品テスト室（中央区舞鶴2丁目5－1）
■対　象　福岡市内にお住まいかお勤めのグループ（1グループ：10～20人程度）
■申込み　随時。内容①か②を選択し、電話またはFAXでお申し込みください。
　　電話：092-712-2929　FAX：092-712-2765
■託　児　対象は1歳以上就学前。（無料）
■参加料　無料

クイズの正解と解説

正解 4

損害保険は、自然災害、火災、自動車事故など偶然により生じた損害を補償する保険です。保険金請求の時効は、商法の規定により2年とされていますので、4が正解。地震保険は、単独では契約できず、生命保険ではなく火災保険とセットでの契約となります。火災保険では、噴火や津波による被害については、補償されません。アイロンやタバコによる焼け焦げだけでは、火災と判断されず保険金は支払われません。

※このクイズは「財団法人日本消費者協会」による消費者力検定模擬試験から出題しています。

●編　集　福岡市消費生活センター　〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号（あいれふ7階）
TEL　092-712-2929　FAX　092-712-2765
市ホームページ　http://www.city.fukuoka.lg.jp/　から「消費生活・各種相談」をクリック!
●発行日　平成23年6月15日※本誌に対するご意見、ご希望を消費生活センターまでお寄せください。
●「くらしのEYE」は区役所や公民館など市の施設のほかに、銀行、郵便局でも配布しています。
●印　刷　三栄印刷株式会社

福岡市の広告事業として掲載しています

広告

借金問題の悩み、一緒に解決しましょう!

過払い金返還　着手金0円
費用分割可　秘密厳守

自己破産・個人再生等の相談も承ります。まずはお電話を!

サンキュー　イチバン
0120-39-0001

alc
安心のalcネットワーク
司法書士法人
あるくリーガルセンター
福岡事務所　天神イムズ事務所　久留米事務所　東京事務所

お近くの
ご相談所を
ご案内します

代表司法書士 はまだ憲治

登記他司法書士業務全般も受け付けております。
代表：濵田 憲治（福岡県司法書士会所属）
福岡第1459号　簡裁代理認定番号第429018号
福岡市博多区古門戸町7-13 あるく本社ビル
tel:092-283-2211 fax:092-283-2221

■電話相談受付時間
【平　日】9:00～20:00
【土日祝】9:00～18:00

はまだ司法書士　検索